

福岡県職員の休暇制度について

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例等により、以下のとおり休暇の種類が定められています。

種 類	理 由	日 数 等		
年次休暇 (有給)	理由を問わず請求できる	当該年における在職期間に応じて付与		
		在職期間	付与日数	
		1月に達するまでの期間	2日	
		1月を超え2月に達するまでの期間	3日	
		2月を超え3月に達するまでの期間	5日	
		3月を超え4月に達するまでの期間	7日	
		4月を超え5月に達するまでの期間	8日	
		5月を超え6月に達するまでの期間	10日	
		6月を超え7月に達するまでの期間	12日	
		7月を超え8月に達するまでの期間	13日	
		8月を超え9月に達するまでの期間	15日	
		9月を超え10月に達するまでの期間	17日	
		10月を超え11月に達するまでの期間	18日	
11月を超え1年に達するまでの期間	20日			
※当該年の1月1日に一律20日が付与されるものではないこと。				
病気休暇 (有給)	負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	通常	90日	
		結核性疾患	1年	
		120日以内に出務の見込みのあるもの	120日	
		特別の疾患 (週休日等を含む通算)	180日	
特別休暇 (有給)	選挙権その他の公民権行使休暇	必要と認められる期間		
	裁判員・証人・鑑定人・参考人等として官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間		
	骨髄等移植のドナー休暇	必要と認められる期間		
	ボランティア休暇	1暦年に5日以内（人事委員会が別に定める場合は7日以内）		
	結婚休暇	5日以内（通算で連続7日以内）（1時間取得も1日となる）		
	出生サポート休暇	1暦年に5日（対外受精又は顕微鏡授精による治療の場合は10日）以内		
	産前休暇	8週間（多胎妊娠14週間）（週休日等を含む通算）		
	産後休暇	8週間（産前休暇の未取得分を6週間まで加算可能） （週休日等を含む通算）		
	妊産婦の健康診査休暇	満23週まで	4週間に1回	
		満35週まで	2週間に1回	
		出産まで	1週間に1回	
		産後1年まで	1年までに1回 （医師等の特別の指示があった場合は、その回数）	
	妊娠中の通勤緩和休暇	1日に1時間以内		
	妊娠障がい休暇	14日を超えない範囲内		
育児時間（生後1年6月未満の子の保育）	1日2回それぞれ45分以内			
健康管理休暇（旧名称：生理休暇）	3日以内（3日を超える場合は病気休暇）			
出産補助休暇（妻の出産）	3日以内			
父親育児休暇	5日以内			

特別休暇 (有給)	子育て支援休暇	以下のアとイを合計した日数（上限10日） ア 対象となる子又は孫が小学生以下の場合 次の(1)及び(2)の合計 (1)小学生以下の子 1暦年に5日(2人以上の場合 10日) (2)小学3年生以下の孫 1暦年に5日 イ 対象となる子が中学生又は特別支援学校（高等部）の場合 1暦年に3日（2人以上の場合 6日） ※年の途中で義務教育終了前の子の人数が2人以上から1人になった場合は、その時点の残日数（1人となった子が小学生以下の場合は5日、中学生又は特別支援学校（高等部）の場合は3日が上限）の範囲内で取得可。																									
	短期介護休暇	1暦年に5日以内（複数の要介護者を有する職員にあつては10日、年の途中で要介護者の人数が2人以上から1人になった場合は、その時点の残日数（5日が上限）の範囲内で取得可）																									
	忌引休暇	親族に応じ下表に定める日数 (1時間取得も1日) (週休日等を含む通算)																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>親 族</th> <th>日 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td>10日</td> </tr> <tr> <td>父母</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母</td> <td>3日（特別の場合は7日）*1</td> </tr> <tr> <td>孫</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>おじやおば</td> <td>1日（特別の場合は7日）*1</td> </tr> <tr> <td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td> <td>3日（特別の場合は7日）*2</td> </tr> <tr> <td>子の配偶者又は配偶者の子</td> <td>3日（特別の場合は7日）*2</td> </tr> <tr> <td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td> <td rowspan="2">1日（特別の場合は3日）*2</td> </tr> <tr> <td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td> </tr> <tr> <td>おじやおばの配偶者及び配偶者のおじやおば</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table>	親 族	日 数	配偶者	10日	父母	7日	子	7日	祖父母	3日（特別の場合は7日）*1	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじやおば	1日（特別の場合は7日）*1	父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（特別の場合は7日）*2	子の配偶者又は配偶者の子	3日（特別の場合は7日）*2	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（特別の場合は3日）*2	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	おじやおばの配偶者及び配偶者のおじやおば	1日
親 族	日 数																										
配偶者	10日																										
父母	7日																										
子	7日																										
祖父母	3日（特別の場合は7日）*1																										
孫	1日																										
兄弟姉妹	3日																										
おじやおば	1日（特別の場合は7日）*1																										
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（特別の場合は7日）*2																										
子の配偶者又は配偶者の子	3日（特別の場合は7日）*2																										
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（特別の場合は3日）*2																										
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹																											
おじやおばの配偶者及び配偶者のおじやおば	1日																										
	父母等の祭日休暇	1日以内																									
	夏季休暇	6日以内（1時間取得も1日となる）																									
	長期勤続休暇	3日以内（勤続10年、20年及び30年に達した年）																									
	スクーリング休暇	必要とされる期間																									
	災害による住居滅失等休暇	7日以内（1時間取得も1日となる）（週休日等を含む通算）																									
	退勤時の危険回避休暇	必要と認められる期間																									
	感染症予防法による交通遮断休暇	必要と認められる期間																									
	災害等による出勤困難休暇	必要と認められる期間																									
介護休暇 (無給)	日常生活を営むことが困難な親族の介護をする場合	指定する期間内において必要と認められる期間 (最大3回、通算6月以内の範囲で、職員の申出に基づき期間を指定)																									
介護時間 (無給)	日常生活を営むことが困難な親族の介護をする場合	連続する3年の期間内（同一の要介護者に係る介護休暇の指定期間と重複する期間を除く）で、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき2時間を超えない範囲で必要と認められる期間																									
組合休暇 (無給)	登録職員団体の役員が職員団体の議決・執行・監査機関の業務に従事する場合	1暦年に30日以内																									

※ 骨髄移植等のドナー休暇、育児時間、父親育児休暇、子育て支援休暇、忌引休暇及び父母等の祭日休暇における「子」には、法律上の親子関係がある子（養子を含む。）のほか、特別養子縁組の監護期間中の児童、養子縁組里親である職員に委託されている児童及び職員が養子縁組里親を希望しているが実親等の同意が得られず養育里親として委託されている児童を含みます。